

Title	[東洋史研究會]大會抄録
Author(s)	
Citation	東洋史研究 (2007), 66(3): 449-454
Issue Date	2007-12
URL	http://hdl.handle.net/2433/138222
Right	
Type	Others
Textversion	publisher

中央アジアにおける露清貿易

——一九世紀前半を中心にして——

野田 仁

ロシアと清朝のあいだの商業関係は、キャフタ貿易に代表されてきたが、古くはストラトコフスキーが述べたように、中央アジアにおいても露清間を隊商が行き交っていたことは注目に値する。露清関係を規定するキャフタ條約が禁じているにもかかわらず、西シベリアと新疆を結ぶ隊商は、大別して四つのルートにより商品運んで来た。商業活動に従事していた者も多岐にわたり、ロシア籍商人（とりわけタタール人をはじめとするムスリム）、コーカンド（タシケント）商人、カザフ遊牧民などをあげることが出来る。本報告では、一八世紀末から、一八五一年の條約締結により、清朝がロシア人の新疆北部における自由な取引を認めるとまでの状況を検討する。

取引されていた商品は、家畜、茶、大黃、絹織物、綿布、銀、アヘン、ロシア製品などであり、とくに清からの茶の輸出ははだいに大きな位置を占めるようになる。非公式の取引であるゆえに、正確な取引高を把握することは困難であるが、むしろこのような取引の形態を可能にしていた國際關係の總體に着目する。中でも、

中央アジアをめぐる露清の交渉の存在は、この問題に大きくかわっていたことが示されよう。

ロシア帝國の經濟政策、清朝の邊疆統治、コーカンド商人らの隊商交易の三者が重なるところに、この地域の貿易を位置づけることができる。さらに地理的にその中心に位置したがために、仲介や略奪等さまざまな形で關與していたカザフの役割を明らかにすることも視野に入れている。

八旗における清朝皇帝と旗士の側近たち

鈴木 眞

清朝の軍事・社會制度である八旗において、入關後の八旗は皇帝麾下の上三旗と各旗王麾下の下五旗とにわかれ、また各旗には滿洲・蒙古・漢軍の別があった。一般に八旗の基礎單位であるニルは旗分ニル (gusan niru) とボーイニル (booi niru) とに區分され、上三旗のボーイニルは内務府に、下五旗のそれは各王府に屬する。そして『八旗通志』では、滿洲のボーイニルはもろろんのこと、漢人によつて編成された包衣ニルも、すべて滿洲の「旗分志」の末尾に附されている。

本報告では、こうした包衣が、入關後（とくに康熙と雍正朝）において、皇帝や旗王の下でどのような位置づけにあり、どのような役割を果たしていたのかの考察を行う。包衣は主（上三旗包衣なら皇帝、下五旗包衣なら各旗王）への從屬度が高いとされる

が、かれらは科擧を受けることもでき、巡撫や大學士などの顯官に就いた者も少なからず確認できる。また、雍正朝における「ニル三分法」では、「動舊ニル」と認定されるボーイーニルもあった。さらに上三旗の包衣が屬する内務府には、一般の旗人ではあるが代々内務府關係のポストに就任している氏族もおり、かれらの一部は包衣に身を置くこともあった。そうした氏族を母系にもつ雍正帝の登極が、包衣という存在にどのような影響を及ぼしたのかという問題も、あわせて考えてみたい。

シェイフ・ファズロツラー・ヌーリーの

シャリーア法廷臺帳

近藤 信彰

一九世紀イランの法廷制度に關する研究は、近年急速に研究が進展しつつある。しかし、これまで利用されてきたのは、主に法廷で作成された證書や法廷から發せられた法裁定であり、それぞれが断片的で、一つの法廷の活動の全體像を示すことが困難であった。報告者はこれを補うべく、法廷の活動記録ともいえるシャリーア法廷臺帳を文書館・圖書館等で探し求めてきたが、入手できたのは二〇世紀初頭に關するもののみであった。

二〇〇七年二月にエッテハーディーエ女史らによって刊行された『シェイフ・ファズロツラー・ヌーリーのシャリーア法廷にて』はこの意味で劃期的なものである。この個人藏の史料には當時テ

ヘランで有力ウラマーの一人であったこの人物の法廷で行われた一八八六年から一八八九年までの間の一四〇〇件以上の法務活動が記録されている。この臺帳を統計的に分析することで、この法廷でどのような活動が主であったのか、どのような人物が法廷にあらわれたのか、法廷の管轄地域はどのようになっていたのかといった問題に迫りたい。これによって、これまでオスマン朝下の諸地域に關してのみ行われてきたシャリーア法廷臺帳研究に、新たな比較の材料を提供することが可能となると考える。

HWDBRY = hudaabri?

——一四一六世紀ペルシア語文獻中の難解語——

小野 浩

一四一六世紀のペルシア語のファルマーン（勅令）やインシヤー文獻には HWDBRY と綴られていると思しき語が散見する。この語が V. Minorsky により初めて言及されたのは今から半世紀前のことである。Minorsky は読み・意味・語源ともに不明なこの語に對して、留保つきながらひとまずアラビヤ語の *hawa abad*（それは永久なり）と解釋し、直後に他の傍證も添えて自らの見解に確信を得た。ただ、Minorsky の論文に載るファルマーンの寫眞版は文書全體を収めず、肝心のこの語の綴りは確かめることができな。Minorsky 以後この語に關説した研究者としては、J. Aubin, B. G. Martin, G. Hermann, G. Doerfer, 'Abdol-

Hosein Navai, J. E. Woods, 安藤志朗といつた錚々たる顔ぶれの名が挙げられるが、問題の語はその解釋をめぐり一様にこれらの研究者を悩ませてきた。だが自編の辭書中にこの語を立項した Doerfer が疑問符つきとはいえず、これをモンゴル語の *hudaun* (Brauteschenk, Mirgift für edle Damen) と解釋して以降、上記の Woods の (wedding gift) とするなど、最近では Doerfer 説に落ち着いた感がある。本報告では原文を掲げつつあらためて諸氏の見解をふり返り、その上でこれまでの説とは別の解釋の提示を試みる。

一九五〇年代における「民族資産階級」について
——中國民主建國會の反右派鬭争から考える——

水 羽 信 男

毛澤東が「新民主主義論」で定式化したように、抗戦期から内戦期にかけて、中國共產黨は中小の私營商工業者を中心とする「民族資産階級」を、中國革命の擔い手の一翼に位置づけた。しかしながら中華人民共和國成立當初の「三反・五反運動」を経て、五六年の「社會主義改造」、翌年の「反右派鬭争」によって、「民族資産階級」の經濟的・政治的力は、ほぼ完全に伏流させられた。

黄炎培をリーダーとする民主建國會（以下、民建）は、一九四五年末に重慶で成立した。この小黨派には上海から四川省に移つ

た「民族資産階級」と、その立場を理論的に代辯しようとした章乃器や施復亮などの知識人が結集した。共和國成立後は、「民族資産階級」が中共の政策を圓滑に受け入れるよう支援することを期待された。

本報告では民建の指導者のうち、とりわけ章乃器に着目する。というのも、彼はもともと銀行家であり、國民黨の抑壓に耐えながら抗日運動を進め、中國の愛國主義のシンボリックな存在となりながらも、最終的には共產黨によって右派分子として徹底的に批判されるといふ經歷をもっているからである。章乃器の議論と彼に對する批判の意味を一九三〇～五〇年代の政治過程のなかで検討することは、「民族資産階級」の側から中國の社會主義的特質を考える基礎作業のひとつとなろう。

清代の捐納制度と官僚の懲戒處分制度

——捐復とその周邊——

伍 躍

傳統中國官僚制度の特徴の一つは、獨目に發達した監察制度によって支えられていたことである。廣大な國土や多數の人民を支配した傳統中國の爲政者は、その支配に直接かわる官僚の管理と監督の問題について、關係規定を設けるなど官僚監察システムを整備することに努めていた。これに關する研究の蓄積はかなり厚いものであるが、行政の一環として日常的に行われた官僚の懲

戒處分制度についての研究はやや少ない感がある。

清朝國家は、官僚懲戒處分制度を整備すると同時に、捐納制度のなかで「捐復」の關係規定も設けることにした。捐納制度とは、國家が任官資格や國家の榮典および官僚人事手續きを規定にしたいが賣り出し、人民や官僚に購入させる制度である。捐納制度は、長い歴史を持ち、利用者の庶民性や利用時期の長期性などの特性を有する強靱なものであり、この制度によって、金銭で人事を動かし、社會移動をはかることができる。

官僚が處分を受けた場合、捐納制度の捐復規定を利用することによって處分の取消し、もしくは處分の軽減を得ることができる。捐復は、受けた懲戒處分を金銭で取り消せるという點からすれば、一般の捐納より官界や社會に與える悪影響は甚大なものだったに違いない。しかし、清朝時代の爲政者は、その弊害を知りながら、捐復規定の整備をはかった。

本發表は、捐復と官僚懲戒處分制度との關係を明らかにしたうえ、傳統中國、とりわけ清朝時代における官僚支配の政治哲學を考察することを目的とする。

明初洪武年間の都城建設について

——南京と中都——

新 宮 學

明の太祖朱元璋は、王朝の創設にあたり金陵（のちの南京）を

都とする南京に京師體制をとった。この體制は、靖難の役をおこし帝位を篡奪した永樂帝が南京・北京の兩京體制を創始して北京遷都にむけた舵を取ると、大きな變更を迫られた。

ただ洪武・建文と續いた南京に京師體制自體も、その當初から確固として定まっていたわけではなかった。このことは、洪武二年九月の時点で洪武帝が南京に加えて郷里の臨濠（のちの鳳陽）を中都と定めるにあたり、相談に預かった老臣たちが南京や中都以外にも長安、洛陽、汴京、北平を候補地として擧げていたことから明らかである。また洪武期の南京と中都の都城建設過程をたどると、①第一次南京建設期、②中都建設期とその中止、③第二次南京建設期に、大きく分けることができる。このように、洪武年間、モンゴル元朝によって新たに擴大された中華世界において、あらためて傳統的規範の確立が洪武帝により強力に進められるとともに、都城の選擇と建設が繰り返された都城建設ラッシュの時代でもあった。

本報告では、従来取り上げられることの少なかった南京の外郭城の存在に着目し、洪武帝がその治世の晩年まで續けていた南京の都城建設過程を明らかにするとともに、この時期に建設された中都城や南京城の都城プランがその後の北京城に與えた影響について若干の考察を試みたい。

考古資料にみる鮮卑の「漢化」

向井 佑介

北魏における北方民族の「漢化」が、どのように起こり、いかなる歴史的意義をもつものであったのか——この問題について考古資料をもとに考察することが本発表の目的である。考古資料から北魏の「漢化」をみると、およそ二つの大きな劃期がある。第一は大祖道武帝による平城遷都であり、第二は高祖孝文帝による漢化政策と洛陽遷都である。平城の初期において、宮殿の屋根を飾ったのは、十六國の影響を色濃く残した文字瓦當だが、孝文帝の太和年間には平城で營まれた宮殿や明堂に使用された瓦當は、南朝の影響を受けつつ北魏が獨自に生み出したものであった。洛陽遷都直前の平城では、都城プランを大きく變更しただけでなく、外観の上でもそれまでと大きく異なる建物が建設されたのである。墓制をみると、平城時期には西向き墓が多数を占めるが、東西方向の墓は西安などの十六國墓にも多く、北魏以後に流行する梯形の木棺とあわせて、十六國の葬俗を北魏が繼承したのである。一方、洛陽遷都直前になると、ほぼすべての墓が南向きに統一され、墓室構造や墓誌の形式も劃一的になる。その背景には、皇帝陵を頂点とした墓葬制度の整備が想定できるが、墓室形態など個別の要素では、魏晉代の葬制に源流を求めうる例が少なくない。このようにみると、平城の初期における「漢化」は、十六國の文

化に多く依據しているのに對し、洛陽遷都前後における「漢化」とは、魏晉の舊制や南朝文化を參照しつつ新たに生みだされたものであったといえるだろう。

唐代内附民族對象規定の再検討

——天聖令・開元二十五年令より——

石見 清裕

先に報告者は、多民族複合國家としての唐王朝のあり方を考察するため、唐・賦役令逸文に見える「租調役負擔民」以外の課税形態を分析した。取り上げた規定は、①附貫・給復十年規定（『唐令拾遺』賦役令第十六條）、②夷狄招慰・給復三年規定（同第十七條）、③銀錢・輸羊規定（同第六條）であり、分析の結果、①は外蕃人が歸化して一般百姓となる形態、②は邊境集落民が新たに唐の支配下に入った場合、③は銀錢⇨都市在住ソグド人、輸羊⇨遊牧系羈縻州民を對象とした規定、と考えた。

ところで近年、中國寧波「天一閣」藏「北宋・天聖令」寫本によつて唐・開元二十五年賦役令の復原が可能となった。そこで、この新史料を見ると、上記①②は同一條文中に規定され、しかも②「夷狄」は「夷獠」と記されていた。「夷獠」とは劍南道や嶺南道に分布する民族を指し、上記②は新たに唐の支配下に入った彼らを對象とした規定だったのである。これを「夷狄」と記したのは『令集解』没落外蕃條所引の「古記」であり、原文が「夷

獠」であるとすれば、日本古代史で想定される「華—夷狄—化外」という同心圓的構造の根拠は失われることになる。また上記③の規定は、天聖令には全く見えない。同規定が武德七年令・開元七年令に存在したことは疑いなく、唐建國後一世紀以上を經過して、③の對象者は規定上、一般百姓もしくは「邊遠諸州雜類」の形態に包含されたものと思われる。

唐代前期の財政的物流と帝國編成

渡邊 信一郎

本報告で言う帝國とは、外部諸地域に對して軍事的擴張傾向をもつ國家のことである。中國古代史上にあつて、軍事的擴張傾向をもつ典型的な帝國は、漢と唐とであつた。問題は、この軍事的擴張傾向が、國內のいかなる契機によつて必然化されるのかを問うことである。唐代前期王朝は、國內の政治的軍事的諸契機によつて中心—周邊構造をもつ内的編成を確立し、この中心—周邊構造の外部展開をつうじて帝國化した。唐代前期の政治的軍事的内部編成を特徴付ける諸装置のうち、本報告では、全國土に設置された都督府とそれを據點として編成された軍事的財政的物流をとりあげて考察する。

唐代前期の軍制は、府兵衛士を兵種とする十二衛府折衝府系統と防人を基本兵種とする都督府州鎮系統との二系統の軍隊によつて編成された。折衝府からの府兵衛士番上による宿衛中央軍の編

成と諸州百姓の中から上番する防人による邊州都督府・鎮・戍等の邊境防衛諸軍の編成とは、それ自體が獨自の中心—周邊構造をもつ軍事編成である。この軍事編成は、兵士と軍需物資の調達を必須とし、獨自の財務運営並びに財政的物流の編成を促した。この財務運営と物流編成の構造的特質を解明することをつうじて帝國の必然性を探求することが、本報告の目的である。